

## 計画のねらい

### 1 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据えつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得つつ、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR（バーチャル・リアリティ）、AIなども活用を図るなど、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増している。労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

### 2 計画期間

2023年（令和5年）度から2027年（令和9年）度までの5か年を計画期間とする。

### 3 計画の目標

県内の事業者、労働者等の関係者、富山労働局及び各労働基準監督署（以下「労働局等」という。）が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

#### ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、労働局等は、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

#### （ア）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

#### (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

#### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

#### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

#### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

#### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法(以下「法」という。)第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。

- ・労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

## イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含めアウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証する。

### (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる転倒による死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

### (イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる 60 歳以上の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに増加に歯止めをかける。

### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに全体平均以下とする。

### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業の死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5%以上減少させる。
- ・建設業の死亡者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 15%以上減少させる。
- ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5%以上減少させる。

### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5%以下とする。

- ・自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

#### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死傷者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年においては、5%以上減少する。
- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

以上から、2027年までに死亡災害が10人未満、死傷災害が1000人未満となることが定着する状況を期待して取組を推進する。

## 4 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、また、必要に応じ計画の見直しを検討する。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済の変化も含めて分析を行う。

## 富山県における現状

### 1 死亡災害の発生状況と課題

富山県内では令和4年の死亡者数が前年と同数の11人となり、この結果、当局の13次防の期間中、死亡者数の累積人数が64人に達し、目標値である47人を上回り、重点業種の製造業、建設業についても、累積死亡者数が最終目標値を上回った。

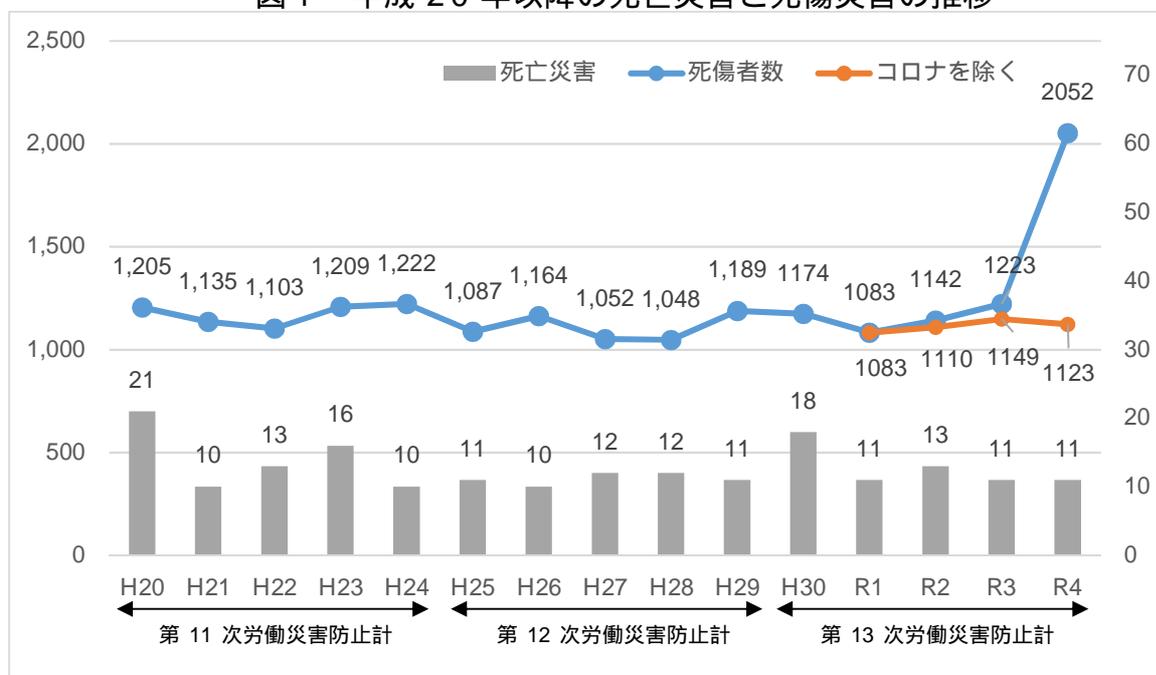
第13次防期間中の死亡者の64人について、業種別の内訳を見ると、最も多い業種は、建設業で22人(34.4%)以下、製造業で16人(25%)、運輸交通業で8人(12.5%)となっている。また、事故の型別の内訳を見ると、最も多いものが、墜落、転落で20人(31.3%)以下、交通事故で12人(18.8%)となっており、墜落、転落災害による死者数が全体の三分の一弱を占めた。

死亡災害等の重篤な災害を撲滅するためには、死亡災害全体の約6割を占める建

設業と製造業を重点業種として取り組む必要があり、特に、建設業においては、墜落、転落災害の防止、製造業においては、墜落、転落災害とはさまれ、巻き込まれ災害の防止を重点として対策を進める必要がある。

また、業種横断的対策として交通事故防止対策の推進も留意する必要がある。

図1 平成20年以降の死亡災害と死傷災害の推移



## 2 死傷災害の発生状況と課題

休業4日以上死傷者数は、平成28年に最小となったがそれ以降増加傾向となり、令和4年は2,052人となった。しかし、2,052人のうち新型コロナウイルス感染症による死傷者数は929人であり、従来型の労働災害による死傷者数は、1,123人で平成29年の1,189人と比較して5.6%の減少となったが、第13次防において15%以上の減少とした目標は達成できなかった。

令和4年の新型コロナウイルス感染症を除く死傷者数1,123人について、業種別の内訳を見ると、製造業で308人(27.4%)、建設業で157人(14%)、道路貨物運送業で119人(10.6%)、小売業で140人(12.5%)、社会福祉施設で82人(7.3%)となり、平成29年と比べると製造業では横ばい、建設業と社会福祉施設において比率が高くなっている。

平成25年からの業種別死傷者数の推移を見ると、製造業と建設業については、長期的には減少傾向にあるものの増減を繰り返す状況となっている。一方、第三次産業については増加傾向にあり、道路貨物運送業については平成29年より減少していたが、令和4年は令和3年から12.3%増となった。

第三次産業のうち小売業と社会福祉施設では、高齢労働者に発生しやすい転倒災害の増加に伴い、死傷者数が大幅に増加しており、また、飲食店においても、安全衛生管理体制が十分に機能していないために減少傾向が見られない。

さらに、外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。

また、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況がある。さらに、世界的な原油価格高騰や物流コストの上昇、消費者・利用者へのサービス向上等の観点から、製造、物流等において少人数でより効率的・効果的に、短い納期で業務を実施・処理することが求められていることも、労働災害増加の要因の一つと考えられる。

しかしながら、いかなる経営状況であろうと安全衛生対策には真摯に取り組む必要がある。また、自社の人材を「コスト」ではなく、「資本」として捉え、安全衛生対策も含む教育や労働環境の整備として投資を行い、事業者と労働者が共に成長し価値を生み出すとの人的資本の考え方に照らし、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとの理解が進めば、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが期待できる。

図2 平成20年以降の業種別死傷災害の推移  
(新型コロナウイルス感染症による死傷者数を除く)

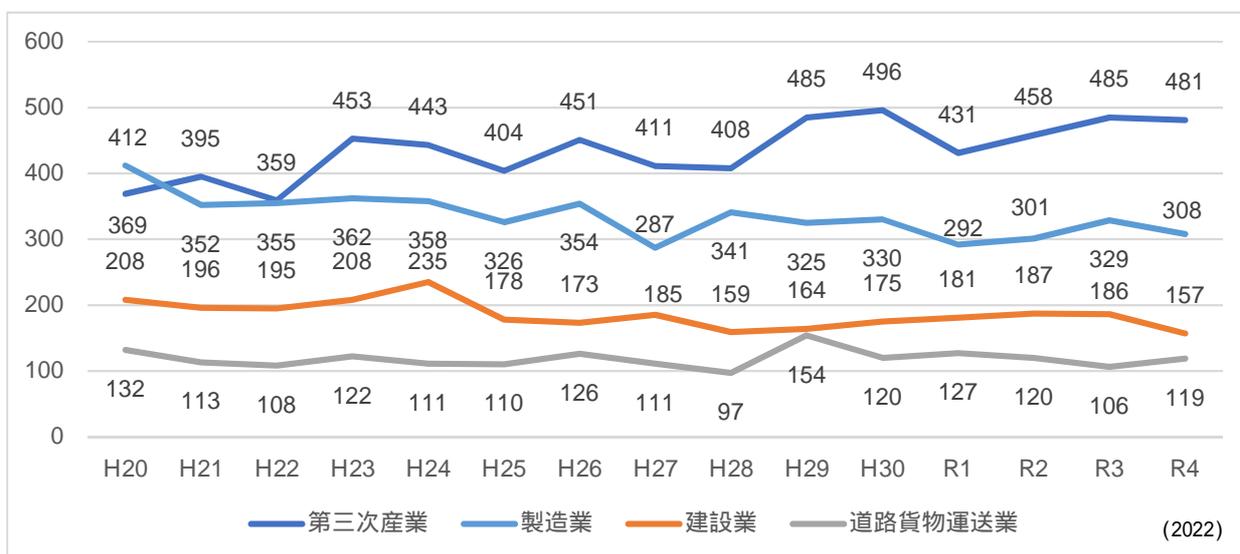
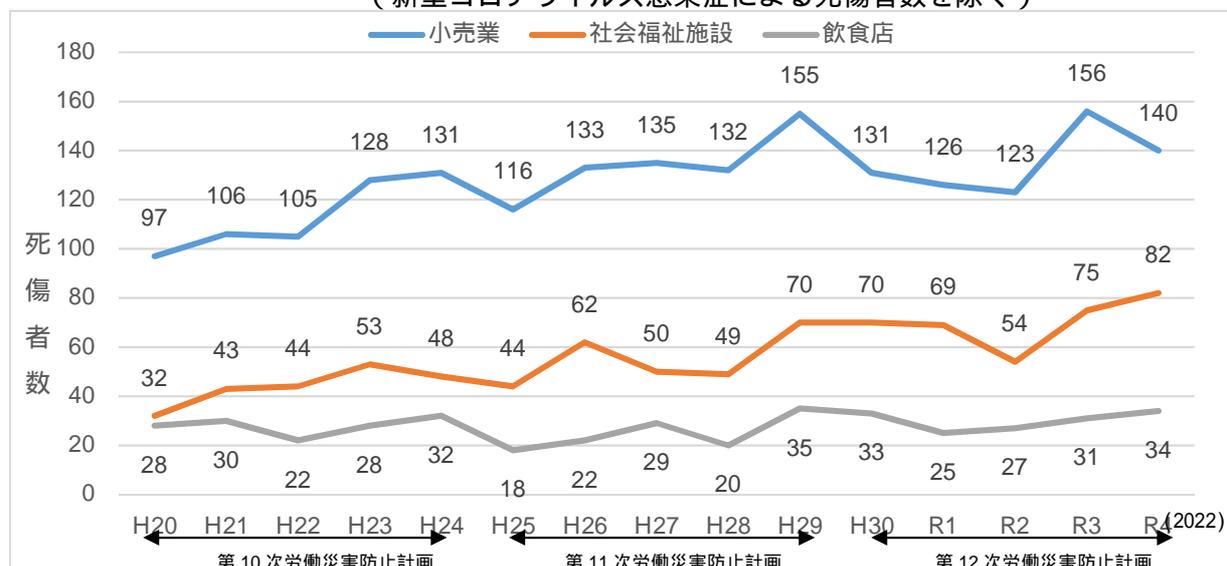


図3 平成20年以降の業種別死傷災害の推移(第3次産業)  
(新型コロナウイルス感染症による死傷者数を除く)



### 3 労働者の健康確保をめぐる動向と課題

令和4年度年間安全衛生管理計画書のアンケート集計結果では、何らかのメンタルヘルス対策の取組を行っている事業場の割合は規模50人以上では95%を超えるが、規模50人未満では75%に満たず、ストレスチェックを実施している事業場の割合は規模50人以上では90%を超えるが、規模50人未満では30%程度であることから、引き続き小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組支援が必要である。

また、過労死等の防止については、働き方改革の観点から長時間労働の是正が求められているほか、年次有給休暇の取得率の増加や勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。あわせて、過重労働による健康障害防止対策にも重点的に取り組む必要がある。

さらに、令和4年度年間安全衛生管理計画書のアンケート集計結果では、治療と仕事を両立できる取組を行っている事業場の割合は30%に満たないことから、疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

近年、化学物質による職業がんなど、化学物質による健康障害が発生していることから、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策を進める必要がある。

石綿による健康障害の防止については、2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えることを踏まえた対策を進める必要がある。

熱中症死傷者数は、12次防期間中40人であったが13次防期間中で54件と増加傾向が認められることから、引き続き、熱中症の予防に重点的に取り組む必要がある。

### 4 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生対策に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。

このため、労働安全衛生マネジメントシステムの導入、健康・安全関連取組等人的資本への投資の可視化による事業者自らの情報開示や安全衛生対策に取り組む事業者を国が認定する取組等を通じて、官民・民の商取引等でもこれらの事業者が優先的に選ばれる社会的理解の醸成することが考えられる。

また、発注者は発注時において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある

条件を付さないこと、そして契約時等において安全衛生対策経費を確保することが必要と考えられる。

加えて、安全衛生の指導時等に、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
- ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット

等

等を説明することも有効であると考えられる。

### 計画の重点事項

先に述べた富山県における労働災害及び従来から取り組んでいる労働災害防止対策、職業性疾病予防対策を踏まえ、重点対策は以下の8項目とする。

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### 重点事項ごとの具体的取組

#### 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

##### (1) 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

###### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

###### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることから、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」のみならず、「健康経営優良法人認定制度」等既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者等が周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。
- ・事業者の具体的な取組につながるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。
- ・引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- ・労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図る。
- ・安全衛生に係る施策を様々な機会を通じて積極的に周知するとともに、職員の指導力の向上を図る。

## (2) 安全衛生対策におけるDXの推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・AIやウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。
- ・法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向け、ウェアラブル端末等の新技術の活用を促進する。

## 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性をはじめとして極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入れ時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

#### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等のほか、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ(ナッジ等)等について、その成果を周知する。
- ・ 「健康経営優良法人認定制度」等の関連施策と連携し、転倒・腰痛防止対策の具体的メニューの提示と実践に向けた事業場への支援等を図る。
- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入等既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・ 骨密度、「ロコモ度」、視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法を周知する。
- ・ 中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や、第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行う。

### 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。

#### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。

### 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定。以下「テレワークガイドライン」という。)や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。)に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・ 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等により安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

#### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。
- ・ 副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール(労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ)の活用促進を図る。

- ・ 障害のある労働者に対する就業上の配慮の必要性について引き続き周知する。
- ・ 技能実習生をはじめとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育に有効な手法の周知を図る。

## 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策について改正された省令に基づき一定の措置を実施する。

### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける法第 22 条の規定に関連する省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和 4 年 4 月に公布、令和 5 年 4 月に施行されることから、当該省令の内容についての周知等を行う。

## 6 業種別の労働災害防止対策の推進

### (1) 陸上貨物運送事業対策

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

#### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 荷役作業時におけるトラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の推進を図る。
- ・ 陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。

### (2) 建設業対策

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・ 労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号)に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や、「騒音障害防止のた

めのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

#### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 建設業における死亡災害の多くを墜落・転落災害が占めることから、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、墜落・転落災害防止対策の推進を図る。
- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)に基づき、県等との連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導等の健康障害防止対策の推進を図る。

### (3) 製造業対策

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等については、製造者(メーカー)、使用者(ユーザー)それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)に基づき、使用者においてもリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報を、機械等の使用者へ確実に提供する。
- ・ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

#### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 「機械の包括的な安全基準に関する指針」による製造時のリスクアセスメントの確実な実施の促進を図る。
- ・ 製造者によるリスクアセスメントを実施しても残留するリスク等について、機械等の使用者への情報提供の徹底を図るとともに、災害を発生させた事業場における再発防止対策の徹底を図る。
- ・ 機能安全を有する機械を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械等で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

## 7 労働者の健康確保対策の推進

### (1) メンタルヘルス対策

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。

- ・ 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

#### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 富山産業保健総合支援センター及び各地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・ ストレスチェックや集団分析の実施を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムの活用について周知を図る。
- ・ 集団分析、職場環境改善の実施及び小規模事業場におけるストレスチェックの実施の促進を図る。
- ・ 健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット(欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等)を見える化し、経営層に対する意識啓発を図る。
- ・ 小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・ 職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。

### (2) 過重労働対策

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月17日付け基発第0317008号)に基づき、次の措置を行う。  
時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等  
年次有給休暇の確実な取得の促進  
勤務間インターバル制度の導入等、労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)に基づく労働時間等の設定の改善
- ・ 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や、保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

#### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。  
長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日策定)の周知、これに基づく指導等に引き続き取り組む。  
また、令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業に従事する労働者、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便業においては全業種の中でも脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省

告示第7号)の周知、これに基づく指導等に取り組む。また、医師については医師の労働時間短縮等に関する指針(令和4年厚生労働省告示第7号)に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性の効果的な周知に取り組む。

- ・「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」(過労死等防止調査研究センター実施)における研究成果を踏まえた業種別・職種別の防止対策の周知に取り組む。

### (3) 産業保健活動の推進

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・治療と仕事の両立支援に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修の実施等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

#### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットを経営層に対して意識啓発を図る。
- ・富山県地域両立支援推進チームの活動を通じて、事業場や医療機関及び労働者本人を対象として「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(令和4年3月改訂)等の周知啓発を図る。
- ・富山産業保健総合支援センター及び各地域産業保健センターを通じて、引き続き中小事業場を中心とする産業保健活動の推進を図る。

## 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### (1) 化学物質による健康障害防止対策

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・化学物質を製造し、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用を行うに当たり、次の2つの事項を的確に実施する。

化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施し、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。

化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセ

スメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

**イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと**

- ・ 新たな化学物質規制の導入に伴う関係省令等の周知徹底及び施行後の指導等に取り組む。
- ・ 国が実施する各種支援策等について周知・利用勧奨を行う。

**(2) 石綿、粉じんによる健康障害防止対策**

**ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと**

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を有する者による事前調査を確実に実施する。
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・ 解体・改修工事発注者による適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

**イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと**

- ・ 引き続き石綿事前調査結果報告システムの運用及びポータルサイトの周知を図る。
- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会が十分に提供されるように、関係団体と情報交換等を行う。
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知、それに基づく指導を行う。
- ・ 解体・改修工事発注者(個人住宅の施主を含む。)による取組を強化するため、地方自治体等との連携や発注者の配慮義務について周知等を図る。
- ・ 第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・ 所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う「ずい道等建設労働者健康管理システム」の周知を図る。

**(3) 熱中症、騒音による健康障害防止対策**

**ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと**

- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とそ

の値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。

- ・ 労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。(再掲)

#### **イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと**

- ・ 事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格( J I S ) に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの周知を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や、測定に関する支援等の周知を行う。

#### **(4) 電離放射線による健康障害防止対策**

##### **ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと**

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

##### **イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと**

- ・ 医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。